

# 下関市立大学入学資格審査実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日施行

改正 平成 22 年 10 月 20 日

平成 23 年 3 月 24 日

平成 27 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、下関市立大学が行う入学選抜試験の出願時の、学校教育法施行規則第 150 条第 7 号の規定による入学資格審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査該当者)

第 2 条 資格審査は、次の各号に該当する者について行うものとする。

- (1) 推薦入学においては、入学選抜試験実施の年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに学校教育法第 134 条に定められた各種学校としての外国人学校を修了見込みの者で、同年度の 3 月 31 日までに満 18 歳に達するもの。
- (2) 一般選抜においては、入学選抜試験実施の年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに学校教育法第 134 条に定められた各種学校としての外国人学校を修了見込みの者で、同年度の 3 月 31 日までに満 18 歳に達するもの。
- (3) 一般選抜において、前号に規定する以外の者で、当該年度の 3 月 31 日までに満 18 歳に達するもの

2 特別選抜及び第 3 年次編入学試験にあつては、出願条件が個別のものになるため、学務グループ入試班の確認を経た後、資格審査の対象とするか否かを判断する。

(受付期日)

第 3 条 資格審査については、別に定める期日までに郵送又は学務グループ窓口書類を持参することによって受け付けることとする。

- 2 郵送により書類を提出する場合は、必ず書留郵便で送付し、封筒に「入学資格審査書類在中」と朱書きしなければならない。
- 3 窓口での受付は、午前 9 時から午後 5 時までとし、公立大学法人下関市立大学職員就業規則第 21 条第 1 項に定める休日には受付をしない。

(提出書類)

第 4 条 推薦入学の資格審査のため必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 下関市立大学入学資格審査申請書（様式第 1 号）
- (2) 当該学校長による対象生徒に関する受験資格認定願
- (3) 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書
- (4) 当該学校長が作成した調査書
- (5) 当該学校の沿革を記載した書類、学則、施設概要、カリキュラム表及びその他

当該学校の状況が判明する書類

- 2 前項第2号及び同項第5号の書類の提出については、学則の変更があった場合等、特に必要がある場合を除き、当該学校からの初めての出願時に限る。

第5条 一般選抜のうち、第2条第2号に該当する者の資格審査のため必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 下関市立大学入学資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 当該学校長による対象生徒に関する受験資格認定願
- (3) 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書
- (4) 当該学校の沿革を記載した書類、学則、施設概要、カリキュラム表及びその他  
当該学校の状況が判明する書類

- 2 前項第2号及び同項第4号の書類の提出については、学則の変更があった場合等、特に必要がある場合を除き、当該学校からの初めての出願時に限る。

第6条 一般選抜のうち、第2条第3号に該当する者の資格審査のため必要な書類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 下関市立大学入学資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 下関市立大学入学資格審査履歴書（様式第2号）
- (3) 卒業又は修了証明書（義務教育は除く。）
- (4) 各種資格・検定等証明書
- (5) 志願理由・経歴説明書
- (6) 生年月日が確認できる書類

- 2 前項第3号及び同項第4号の書類については、取得している者に限るものとし、同項第6号の書類については、他の書類で証明できる場合は提出を要しないものとする。

（資格審査委員）

第7条 資格審査を行う委員会を、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 副学部長
- (4) 下関市立大学入試委員会委員長及び副委員長

（資格審査）

第8条 資格審査は、提出された書類により、下関市立大学入試委員会が精査する。ただし、書類により認定が困難な場合には、本人への聞き取り及び追加書類の提出を求めることができる。

- 2 前項の定めにより精査された内容は、前条に定める委員会が審査する。

（認定）

第9条 学長は、前条の定めにより行った資格審査の結果の報告を受けたときは、教授会の意見を聴いて、資格の認定を行う。

(通知)

第10条 前条の審査の結果は、申請者へ直接通知するものとする。

2 前条の定めにより入学資格を認定された者には様式第3号に定める入学資格認定書を交付する。

(その他)

第11条 資格審査について、この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年10月20日改正)

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日改正)

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

## 下関市立大学入学資格審査申請書

年 月 日

下関市立大学長 様

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日 年 月 日

現住所

電話番号

下記の入学者選抜について、下関市立大学入学資格認定を受けたいので、  
必要書類を添えて申請いたします。

記

志願する選抜名

---





様式第3号

## 下関市立大学入学資格認定書

氏名

生年月日

年 月 日

下関市立大学  
学長

上記の者について、下関市立大学学則第18条第7号に基づき、  
平成 年度下関市立大学の出願資格を認めます。

(備考)

1. 大学入試センター試験への出願の際は、この認定書を志願票と一緒に大学入試センターへ提出すること。
2. 大学入試センター試験の受験が認められた後に、本学へ出願する際は、この認定書を出願書類に添えて提出すること。